

地区計画とは・・・

- 地区計画制度は、建築基準法による全国一律の「建替えルール」だけでは、必ずしも地区に相応しい街づくりを実現できないという声の高まりから、昭和55年に創設された都市計画法に基づく制度です。
- このルールは、建替え等を行う際に適用されます。
- 地区計画で定めた建替えルールは、建築基準法に基づいた「建築物の制限に関する条例（建築制限条例）」に定めるものもあります。

西小山駅前地区地区計画

平成27年1月

目黒区

西小山駅周辺地区は、老朽木造住宅が密集し、東京都の地震に関する地域危険度が高く、防災上の課題があります。一方、東急目黒線の地下化や補助30号線の整備、補助46号線の事業着手など西小山駅周辺の状況が変化し、街づくりへの対応が求められています。

平成21年には、地域住民で「西小山街づくり協議会」を設立し、災害に強く賑わいと潤いのある街づくりを住民主体で進めるために様々な活動に取り組んできました。

西小山街づくり協議会から、西小山街づくり整備構想の将来像を実現するための「西小山地区街づくりルール提案書」が平成25年5月に区へ提出されました。

区は、この提案を受け、都市計画法に基づき手続きを進め、平成27年1月9日に西小山駅前地区地区計画を都市計画決定・告示しました。

このパンフレットは、地区計画の内容や手続きについて分かりやすく理解いただくことを目的に作成したものです。本地区内で建築行為等を行う際にご活用ください。

地区計画のポイント

この地区計画は「街並み誘導型地区計画」と「一般型の地区計画」を併用した地区計画です。

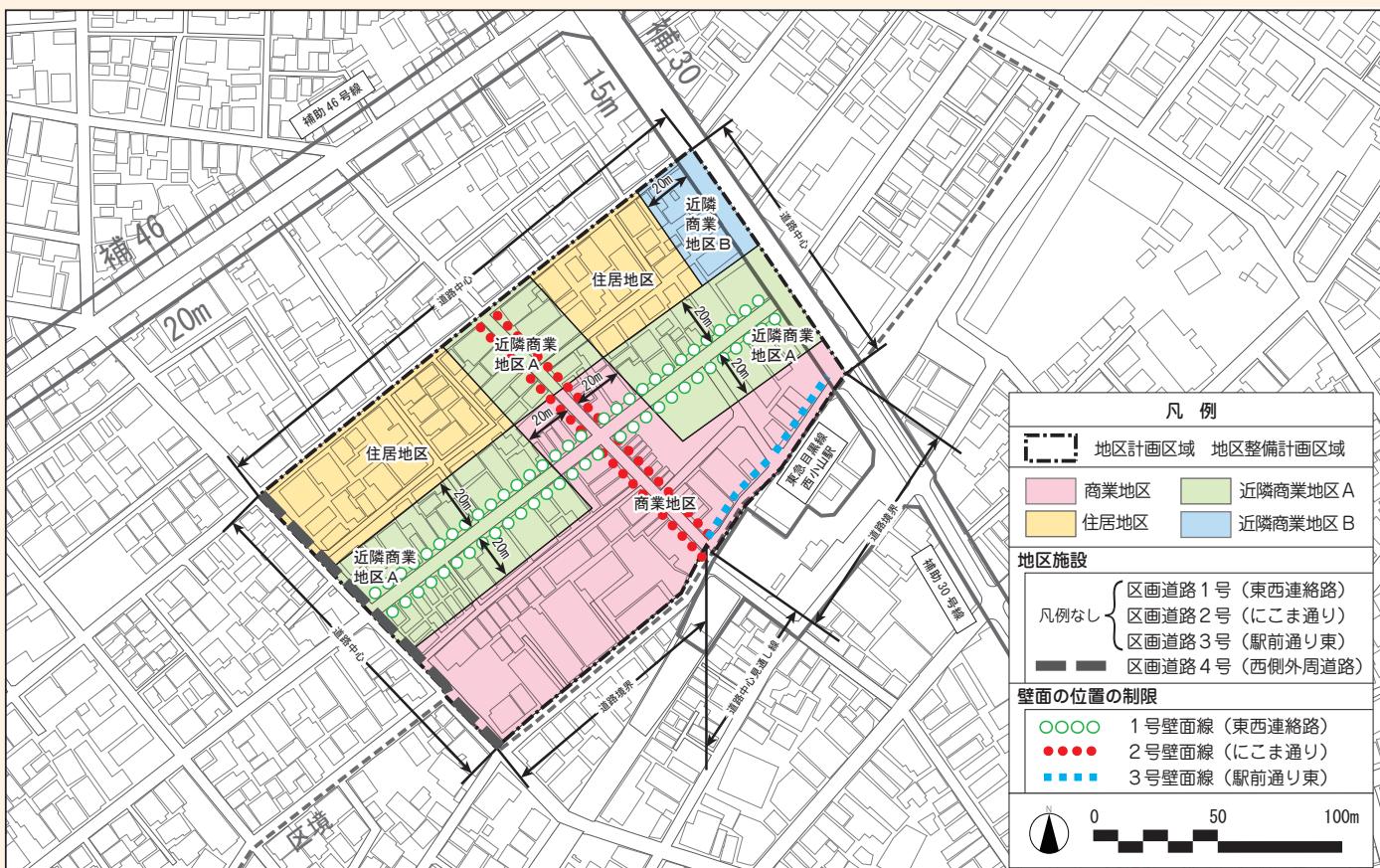
「街並み誘導型地区計画」とは、建物の壁面の位置や高さの制限等を守っていただくことにより、前面道路幅員による容積率制限や道路斜線制限が緩和され、^①建物の壁面や高さの揃った街並みを形成していこうとする制度です。（街並み誘導型地区計画にあたるのは商業地区・近隣商業地区Aです。）緩和を受けるためには認定を受けることが必要となります。^②

^①近隣商業地区Aでは、その他に高度地区の斜線型制限も緩和します。

^②認定を受けるには、建築課に認定申請が必要です。

対象区域：目黒区原町一丁目5～12番の約2.7haの区域です。

地区区分：対象区域内を特性に合わせて4地区に区分し、地区ごとにルールを定めています。



1 建築物等の用途の制限

魅力的な商業環境の創出や、近接する住居地区の住環境を保全するため、建築物等の用途の制限を定めます。

対象	制限される用途の例
商業地区 近隣商業地区A・B	<ul style="list-style-type: none"> 個室付き浴場、ストリップ劇場、ラブホテル、ポルノショップ 等
近隣商業地区A・B	<ul style="list-style-type: none"> キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、客席の暗い（10ルクス以下）喫茶店・バー、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等 カラオケ専門店（カラオケボックス、カラオケルーム 等）

W：建築基準法上の前面道路の幅員（m）

※全面道路が2以上ある場合はその幅員が最大のものとします。

2 建築物の容積率の最高限度

土地の有効利用を促進し、賑わいを創出し、統一感のある街並みとするため、壁面線を定める敷地は、道路状空間の拡充に応じた建築物の容積率を定めます。

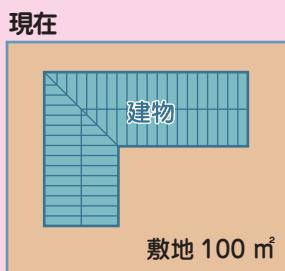
対象	建築物の容積率の最高限度
商業地区	<ul style="list-style-type: none"> 400%または次の式で算出される容積率のうち、いずれか小さい方の数値 <ul style="list-style-type: none"> ①1号・2号・3号壁面線が定められている敷地 $\Rightarrow 6 \times 0.6$ ただし $W > 6m$ の場合 $\Rightarrow W \times 0.6$ ②壁面線が定められていない敷地 $\Rightarrow W \times 0.6$
近隣商業地区A	<ul style="list-style-type: none"> 300%または次の式で算出される容積率のうち、いずれか小さい方の数値 <ul style="list-style-type: none"> ①1号・2号壁面線が定められている敷地 $\Rightarrow 6 \times 0.6$ ②壁面線が定められていない敷地 $\Rightarrow W \times 0.6$

3 建築物の敷地面積の最低限度

敷地の細分化、さらなる密集化を防ぐため、建築物の敷地面積の最低限度を定めます。

対象	建築物の敷地面積の最低限度		
商業地区	50 m ²	●新たに敷地を分割した場合、最低敷地面積より狭い敷地で建築できません。	●ただし、都市計画決定・告示（平成27年1月9日）時点での50 m ² 未満の敷地の場合は、建築できます。
近隣商業地区A	55 m ²		●ただし、従前の敷地面積の最低限度の決定・告示（平成21年3月6日）時点での55 m ² 未満の敷地の場合は、建築できます。

商業地区

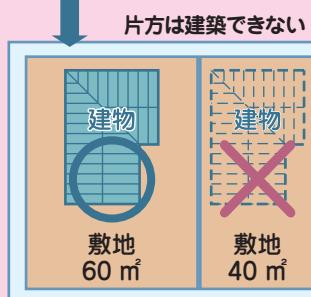


敷地 100 m²

片方は建築できない



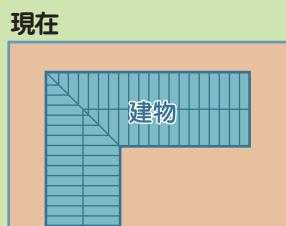
敷地 50 m²



敷地 60 m²

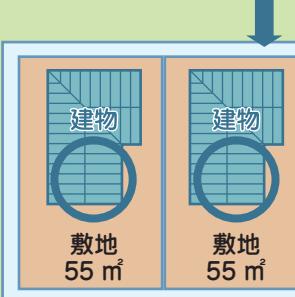
敷地 40 m²

近隣商業地区A



敷地 110 m²

片方は建築できない



敷地 55 m²

敷地 50 m²



敷地 60 m²

敷地 50 m²

4

壁面の位置の制限

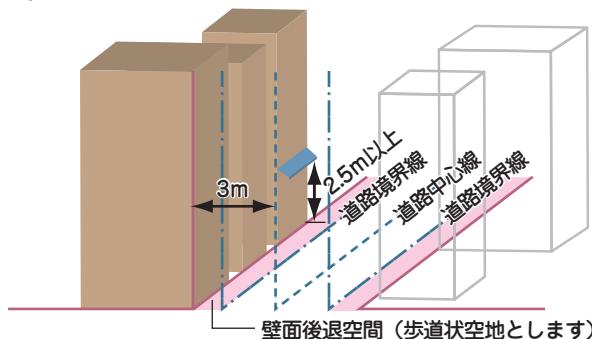
商業
近商A 案例化

防災性の向上、安全な歩行環境の確保、土地の有効活用等に対応するため、壁面の位置を制限します。

- 建築物の外壁などは、壁面線を越えて建築できません。^①

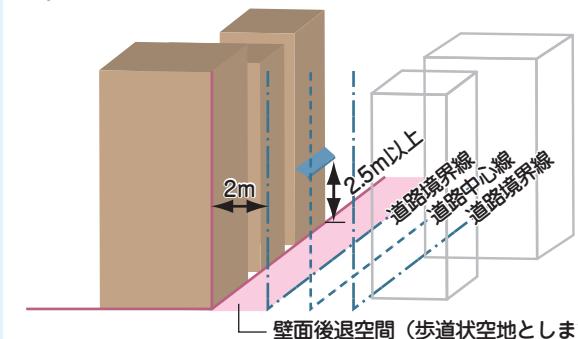
1号壁面線・2号壁面線（東西連絡路及びにこま通り）

道路の中心から3m以上離す



3号壁面線（駅前通り東）

道路の境界から2m以上離す

^①門、塀、柵を含みます。なお、高さ2.5m以上に設ける庇、戸袋、開口部の外開き部分などは建築できます。

6

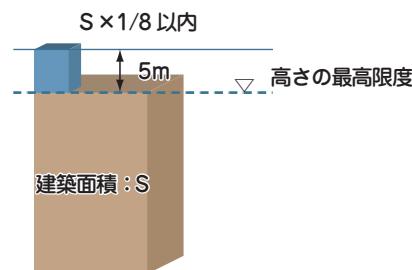
建築物等の高さの最高限度

全地区 案例化

統一感のある街並みを形成するため、建築物等の高さの最高限度を定めます。^④

地 区	建築物等の高さの最高限度		
	原則	一定の敷地規模以上の場合 ^⑤	
商業地区	30 m	敷地面積 ^⑥	高さの最高限度
		1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	36 m
		3,000 m ² 以上	45 m
近隣商業地区A	20 m 高度地区の斜線型高さ制限を適用しない ^⑩	敷地面積 ^⑦	高さの最高限度
		2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	24 m
		5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	30 m
		10,000 m ² 以上	40 m
近隣商業地区B	20 m 高度地区の斜線型高さ制限を適用	敷地面積 ^⑧	高さの最高限度
		2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	24 m
		5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	30 m
		10,000 m ² 以上	40 m
住居地区	17 m 高度地区の斜線型高さ制限を適用	敷地面積 ^⑨	高さの最高限度
		2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	20.4 m
		5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	25.5 m
		10,000 m ² 以上	34 m

^④塔屋（階段室、昇降機等、屋窓等）は、屋上部分の水平面積の1/8以内であれば、高さ5mまで設置できます。



^⑤周辺環境に対し一定の配慮が図られないと区長が認めたもの

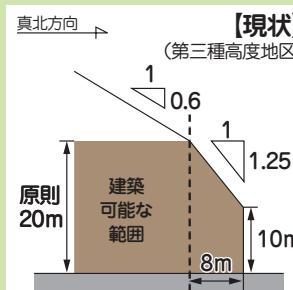
^⑥商業地区内にある敷地の部分に限る

^⑦近隣商業地区Aの外にある敷地の部分を含む

^⑧近隣商業地区Bの外にある敷地の部分を含む

^⑨住居地区の外にある敷地の部分を含む

^⑩斜線型の高さ制限は、近隣商業地区Aについては、壁面の位置の制限がある道路沿道の、健全かつ有効な土地利用のため、指定容積率に見合った4階建てを整形に建築できるよう斜線制限の立ち上がり高さを緩和します。



※街並み誘導型地区計画の区域は、東京都日影規制条例による日影規制の対象区域から除かれます。

5

壁面後退区域における工作物の設置の制限

商業
近商A

歩行空間や緊急車両の通行空間を確保するため、壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めます。^②

設置禁止となる工作物の例

- ドライエリアなど道路面との間に段差が生じる土留め等の工作物
- 外構の階段
- 看板・照明等^③
- 自動販売機 等

② 街路灯など、公益上必要なものは設置できます。

③ 高さ 2.5m以上に設ける看板、照明等は設置できます。

歩行者等の通行を妨げないように一定高さ以下には突き出し看板、庇等を設けない

看板

2.5m以上

工作物を設けない

道路

壁面後退空間

道路と壁面後退部分に段差が生じる土留め等を設けない

7

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

全地区

良好な街並みの形成を図るため、建築物等の形態や色彩その他の意匠の制限を定めます。

地区

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

地区全体

- 建築物の形態・意匠・色彩等については、周辺環境や都市景観に配慮するものとします。
- 屋外広告物や広告板、屋上設置物等は、安全で街並みに配慮するものとします。

8

垣又はさくの構造の制限

全地区 案例化

震災時の安全性の確保と潤いのある街並みの形成を図るため、垣又はさくの構造の制限を定めます。

地区

垣又はさくの構造の制限

地区全体

- 道路に面する垣又はさくの構造は、生け垣又はフェンス等とし、ブロック塀その他これに類するものは設置できません。ただし、以下のものは設置できます。
 - ・ 道路面からの高さが 0.6m以下のブロック又はこれに類するもの
 - ・ 門柱の袖壁の幅が 1.5m以内の部分

垣・さくのイメージ図

0.6m以下

フェンス

1.5m以内

生け垣

1.5m以内

0.6m以下

東京都都市計画地区計画の決定（目黒区決定）告示日：平成27年1月9日 変更告示日(最終)：令和元年10月25日 ※は、知事協議事項

区域の整備・開発及び保全に関する方針	名称	西小山駅前地区地区計画		
	位置※	目黒区原町一丁目地内		
	面積※	約 2.7ha		
	地区計画の目標	<p>本地区は、東急目黒線西小山駅の北側に位置し、駅前商業地とその後背地である住宅地から形成されており、目黒区都市計画マスタープランにおいては、地区生活拠点として位置づけられている。</p> <p>本地区は、地区内の道路が狭く土地の有効利用が困難なため、建物の更新が進んでいない。建物の老朽化や空き店舗の増加が進行し、商業の活性化が求められている。また、狭い道路と老朽化した建物が多いため、地震に対する地域危険度が高く、防災性の向上が求められている。</p> <p>このため、商業地は、現在の街の雰囲気を大切にしながら、土地の有効利用や、統一的で良好な街並み形成、ゆとりある歩行空間を形成することで、商店街の活性化を図るとともに、地区内に適切な幅員の道路状空間を確保し、防災性の向上と適正かつ合理的な土地利用を誘導していく。住宅地については、現在の住環境の維持向上を図るとともに、中低層の建物を中心とした市街地の形成を誘導する。こうした取組により、災害に強く、暮らしやすい、賑わいのある街の実現を目指す。</p>		
	土地利用の方針	<p>地区的特性に応じ、土地利用の方針を以下のように定める。</p> <p>＜商業地区＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の不燃化や共同化を促進するとともに、商業・業務を主とする建物の立地を誘導し、駅前にふさわしい市街地の形成を図る。 ・駅前広場や広幅員道路に接する立地特性を活かし、地区内の低未利用地の有効・高度利用を図り、駅前の交通機能の確保と、駅前にふさわしい適正かつ合理的な土地利用を図る。 <p>＜近隣商業地区A＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の不燃化や共同化を促進し、商業と住宅が調和する市街地の形成を図る。 ・地区内の低未利用地の有効・高度利用を図り、交通機能の確保と、駅周辺にふさわしい適正かつ合理的な土地の利用を図る。 <p>＜近隣商業地区B＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業と住宅が調和する中層の市街地の形成を図る。 <p>＜居住地区＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住環境に配慮した中低層の市街地の形成を図る。 		
	地区施設の整備の方針	<p>災害時の安全性やゆとりある歩行空間を確保するため、区画道路を地区施設として位置付け、壁面の位置の制限を定めることにより、道路状空間の確保を図るとともに、適切な道路ネットワークを形成する。</p> <p>建替えに際し、共同化等により、歩行環境の向上や駅前の交通機能の確保に資する敷地内空地の整備を図る。</p>		
	建築物等の整備の方針	<p>防災機能の確保と商業の活性化、住環境の向上を図るため、建築物等の整備の方針を定める。</p> <p>1 商業地区及び近隣商業地区A</p> <p>建築物の容積率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めて、前面道路幅員による容積率制限及び道路斜線制限を緩和する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地区内にふさわしい商業環境の形成を図るために、建築物等の用途の制限を定める。 (2) 健全かつ合理的な土地利用を図るために、壁面の位置の制限に伴う道路状空間の拡充に対応した、建築物の容積率の最高限度を定める。 (3) 敷地の細分化を防止し、ゆとりある市街地環境の形成を図るために、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 (4) 安全で快適な歩行環境及び災害時の緊急車両の進入空間を確保するため、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 (5) 中層の街並み形成を図るために、建築物等の高さの最高限度を定める。 (6) 商業地にふさわしい街並み形成を図るために、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 (7) 震災時の安全性の確保と潤いのある街並みの形成を図るために、道路に面する垣又はさくの構造の制限を定める。 <p>2 近隣商業地区B</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地区内にふさわしい商業環境の形成を図るために、建築物等の用途の制限を定める。 (2) 中層の街並み形成を図るために、建築物等の高さの最高限度を定める。 (3) 商業地にふさわしい街並み形成を図るために、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 (4) 震災時の安全性の確保と潤いのある街並みの形成を図るために、道路に面する垣又はさくの構造の制限を定める。 <p>3 住居地区</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 中低層の街並み形成を図るために、建築物等の高さの最高限度を定める。 (2) 住宅地にふさわしい街並み形成を図るために、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 (3) 震災時の安全性の確保と潤いのある街並みの形成を図るために、道路に面する垣又はさくの構造の制限を定める。 		
	地区整備計画	種類	名称	幅員（地区外を含めた幅員）
			区画道路 1号（東西連絡路）	5.27m
建築物等に関する事項	地区施設の配置及び規模	道路	区画道路 2号（にこま通り）	4.36m
			区画道路 3号（駅前通り東）	6.0m
			区画道路 4号（西側外周道路）	3.09～3.82m (6.18～7.64m)
				約 140m
	地区の区分	名称	商業地区	近隣商業地区A
		面積	約 1.0ha	約 1.0ha
	建築物等の用途の制限※	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」とする）第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業の用途に供する建築物は建築してはならない。		
		2 次に掲げる用途に供する建築物は建築してはならない。 (1) 風営法第2条第1項各号に掲げる風俗営業 (2) カラオケボックスその他これに類するもの		
	建築物等の容積率の最高限度※	<p>容積率の最高限度は、都市計画により定められた容積率 40/10 と、次の各号の区分に応じた式により算出される容積率のうち、いずれか小さい方の数値とする。</p> <p>(1) 1号壁面線・2号壁面線・3号壁面線のいずれかが定められた敷地：$6 \times 6/10$ ただし、幅員が 6 m を超える前面道路に接する敷地は $W \times 6/10$ とする。</p> <p>(2) 壁面線が定められていない敷地：$W \times 6/10$ W: 建築基準法上の前面道路の幅員 (m)</p>		
		<p>容積率の最高限度は、都市計画により定められた容積率 30/10 と、次の各号の区分に応じた式により算出される容積率のうち、いずれか小さい方の数値とする。</p> <p>(1) 1号壁面線・2号壁面線のいずれかが定められた敷地：$6 \times 6/10$ (2) 壁面線が定められていない敷地：$W \times 6/10$ W: 建築基準法上の前面道路の幅員 (m)</p>		

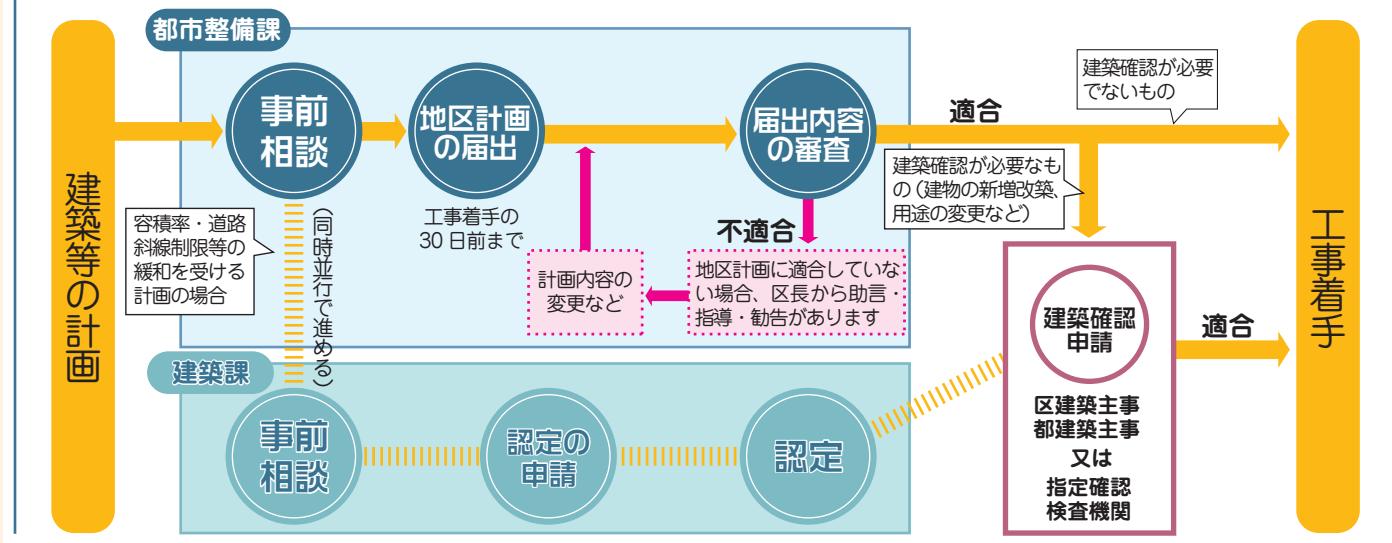
建築物等に関する事項	建築物等の敷地面積の最低限度	50 m ²	55 m ²	<p>ただし、次の各号のいずれかに該当する土地について、その全部を一の敷地として使用する場合は、当該敷地面積を敷地面積の最低限度とする。</p> <p>(1) 地区計画の決定の告示日において、現に建築物の敷地として使用されている50 m²未満の土地、又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することとなる50 m²未満の土地</p> <p>(2) 建築基準法第53条の2第1項第2号に掲げる公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地となる土地</p> <p>(3) 区長が市街地の環境を害するおそれがないと認めた土地又は用途上もしくは構造上やむを得ないと認めた土地</p>																																
		<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は当該建築物に付属する門若しくは扉の面は、計画図3に表示する次の各号の壁面線を越えて建築してはならない。なお、道路状の面からの高さが2.5m以上の部分に設けるひさし、戸袋、開口部の外開き部分その他これらに類するものはこの限りではない。</p> <p>(1) 1号壁面線（東西連絡路）道路の中心から3m (1) 1号壁面線（東西連絡路）道路の中心から3m (2) 2号壁面線（にこま通り）道路の中心から3m (2) 2号壁面線（にこま通り）道路の中心から3m (3) 3号壁面線（駿府通り東）道路の境界から2m</p>			—																															
壁面後退区域における工作物の設置の制限	<p>壁面の位置の制限として定められた限度の線と道路境界線の間の土地の区域には、道路面との段差のある土留め等の工作物、外構の階段、看板又は照明等（道路状の面からの高さが2.5m以上の部分に設けるものを除く。）、自動販売機等の通行の妨げとなる工作物を設置してはならない。ただし、街路灯その他公益上必要なものはこの限りではない。</p>			—																																
建築物等の高さの最高限度	<p>1 建築物の高さの最高限度は、次のとおりとする</p> <table border="1"> <tr> <td>30m</td> <td>20m</td> <td>20m (東京都市計画高度地区の斜線型高さ制限を適用する。)</td> <td>17m (東京都市計画高度地区の斜線型高さ制限を適用する。)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に14mを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8mを越える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものの0.6倍に24mを加えた値以下とする。 (東京都市計画高度地区的斜線型高さ制限は、本規定に読み替えて、適用しない。) </td><td></td></tr> </table> <p>2 北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度を除き、階段室、昇降機塔、屋窓その他これに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5mまでは当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>3 この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が、当該規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。</p> <p>4 一定の規模を有した敷地において、周辺環境に対し一定の配慮が図られているものと区長が認めたものについては、次に掲げる基準の範囲内で、当該建築物に係る高さの最高限度（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度を除く）を算定することができる。この場合において、区長は、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聞くものとする。</p>			30m	20m	20m (東京都市計画高度地区の斜線型高さ制限を適用する。)	17m (東京都市計画高度地区の斜線型高さ制限を適用する。)	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に14mを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8mを越える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものの0.6倍に24mを加えた値以下とする。 (東京都市計画高度地区的斜線型高さ制限は、本規定に読み替えて、適用しない。)				—																								
30m	20m	20m (東京都市計画高度地区の斜線型高さ制限を適用する。)	17m (東京都市計画高度地区の斜線型高さ制限を適用する。)																																	
建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に14mを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8mを越える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものの0.6倍に24mを加えた値以下とする。 (東京都市計画高度地区的斜線型高さ制限は、本規定に読み替えて、適用しない。)																																				
<table border="1"> <tr> <td>対象敷地面積 (商業地区内にある敷地の部分に限る)</td> <td>高さの最高限度の範囲 (商業地区内にある建築物の部分)</td> <td>対象敷地面積 (近隣商業地区Aの外にある敷地の部分を含む)</td> <td>高さの最高限度の範囲 (近隣商業地区Aにある建築物の部分)</td> <td>対象敷地面積 (近隣商業地区Bの外にある敷地の部分を含む)</td> <td>高さの最高限度の範囲 (近隣商業地区Bにある建築物の部分)</td> <td>対象敷地面積 (住居地区の外にある敷地の部分を含む)</td> <td>高さの最高限度の範囲 (住居地区にある建築物の部分)</td> </tr> <tr> <td>1,000 m²以上 3,000 m²未満</td> <td>商業地区で定めた高さの最高限度の1.2倍に相当する高さ</td> <td>2,000 m²以上 5,000 m²未満</td> <td>近隣商業地区Aで定めた高さ制限の1.2倍に相当する高さ</td> <td>2,000 m²以上 5,000 m²未満</td> <td>近隣商業地区Bで定めた高さ制限の1.2倍に相当する高さ</td> <td>2,000 m²以上 5,000 m²未満</td> <td>近隣商業地区Bで定めた高さ制限の1.2倍に相当する高さ</td> </tr> <tr> <td>3,000 m²以上</td> <td>商業地区で定めた高さの最高限度の1.5倍に相当する高さ</td> <td>5,000 m²以上 10,000 m²未満</td> <td>近隣商業地区Aで定めた高さ制限の1.5倍に相当する高さ</td> <td>5,000 m²以上 10,000 m²未満</td> <td>近隣商業地区Bで定めた高さ制限の1.5倍に相当する高さ</td> <td>5,000 m²以上 10,000 m²未満</td> <td>近隣商業地区Bで定めた高さ制限の1.5倍に相当する高さ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>10,000 m²以上</td> <td>近隣商業地区Aで定めた高さ制限の2.0倍に相当する高さ</td> <td>10,000 m²以上</td> <td>近隣商業地区Bで定めた高さ制限の2.0倍に相当する高さ</td> <td>10,000 m²以上</td> <td>近隣商業地区Bで定めた高さ制限の2.0倍に相当する高さ</td> </tr> </table>			対象敷地面積 (商業地区内にある敷地の部分に限る)	高さの最高限度の範囲 (商業地区内にある建築物の部分)	対象敷地面積 (近隣商業地区Aの外にある敷地の部分を含む)	高さの最高限度の範囲 (近隣商業地区Aにある建築物の部分)	対象敷地面積 (近隣商業地区Bの外にある敷地の部分を含む)	高さの最高限度の範囲 (近隣商業地区Bにある建築物の部分)	対象敷地面積 (住居地区の外にある敷地の部分を含む)	高さの最高限度の範囲 (住居地区にある建築物の部分)	1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	商業地区で定めた高さの最高限度の1.2倍に相当する高さ	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	近隣商業地区Aで定めた高さ制限の1.2倍に相当する高さ	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	近隣商業地区Bで定めた高さ制限の1.2倍に相当する高さ	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	近隣商業地区Bで定めた高さ制限の1.2倍に相当する高さ	3,000 m ² 以上	商業地区で定めた高さの最高限度の1.5倍に相当する高さ	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	近隣商業地区Aで定めた高さ制限の1.5倍に相当する高さ	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	近隣商業地区Bで定めた高さ制限の1.5倍に相当する高さ	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	近隣商業地区Bで定めた高さ制限の1.5倍に相当する高さ			10,000 m ² 以上	近隣商業地区Aで定めた高さ制限の2.0倍に相当する高さ	10,000 m ² 以上	近隣商業地区Bで定めた高さ制限の2.0倍に相当する高さ	10,000 m ² 以上	近隣商業地区Bで定めた高さ制限の2.0倍に相当する高さ	—	
対象敷地面積 (商業地区内にある敷地の部分に限る)	高さの最高限度の範囲 (商業地区内にある建築物の部分)	対象敷地面積 (近隣商業地区Aの外にある敷地の部分を含む)	高さの最高限度の範囲 (近隣商業地区Aにある建築物の部分)	対象敷地面積 (近隣商業地区Bの外にある敷地の部分を含む)	高さの最高限度の範囲 (近隣商業地区Bにある建築物の部分)	対象敷地面積 (住居地区の外にある敷地の部分を含む)	高さの最高限度の範囲 (住居地区にある建築物の部分)																													
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	商業地区で定めた高さの最高限度の1.2倍に相当する高さ	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	近隣商業地区Aで定めた高さ制限の1.2倍に相当する高さ	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	近隣商業地区Bで定めた高さ制限の1.2倍に相当する高さ	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	近隣商業地区Bで定めた高さ制限の1.2倍に相当する高さ																													
3,000 m ² 以上	商業地区で定めた高さの最高限度の1.5倍に相当する高さ	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	近隣商業地区Aで定めた高さ制限の1.5倍に相当する高さ	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	近隣商業地区Bで定めた高さ制限の1.5倍に相当する高さ	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	近隣商業地区Bで定めた高さ制限の1.5倍に相当する高さ																													
		10,000 m ² 以上	近隣商業地区Aで定めた高さ制限の2.0倍に相当する高さ	10,000 m ² 以上	近隣商業地区Bで定めた高さ制限の2.0倍に相当する高さ	10,000 m ² 以上	近隣商業地区Bで定めた高さ制限の2.0倍に相当する高さ																													
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>1 建築物の形態・意匠・色彩等については、周辺環境や都市景観に配慮するものとする。</p> <p>2 屋外広告塔や広告板、屋上設置物等は、安全で街並みに配慮するものとする。</p>																																			
垣またはさくの構造の制限	<p>道路に面する垣又はさくの構造は、生け垣又はフェンス等とし、ブロック塀その他これに類するものを設けてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。</p> <p>(1) 道路面からの高さが0.6m以下のブロック又はこれに類するもの</p> <p>(2) 門柱の袖壁の幅が1.5m以内の部分</p>																																			

手続きの流れ

西小山駅前地区内において建築行為等^①を行う場合は、工事着手の30日前までに区に届出てください。下記に示す手続きが必要となりますので、事前に都市整備課までご相談ください。

なお、容積率や道路斜線制限、高さの緩和を受ける計画の場合には認定基準がありますので、建築課までご相談ください。

- ①次の行為が該当します。
- 土地の区画形質の変更
 - 建築物の建築又は工作物の建設
 - 建築物等の用途の変更
 - 建築物等の形態又は意匠の変更
 - 木竹の伐採



地区計画の届出に必要な書類

地区計画の届出に必要となる添付書類の一覧です。詳しくは都市整備課までご相談ください。

必要書類等	内 容	縮 尺 ^②
案内図	●当該区域、方位、道路及び目標となる地物を表示	適宜
建物概要書	●計画概要	
登記簿謄本の写し・公図	●都市計画決定・告示日(平成27年1月9日)における敷地面積が既定値未満のとき提出	
委任状	●代理人が届ける場合など、必要に応じて提出	
区域図 ^③ (公共施設配置図)	●当該行為を行う土地の区域、並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示	1/1,000以上
設計図 ^③	●切土、盛土の範囲等表示	1/100以上
配置図 ^{④⑤}	●敷地内における建築物、工作物、門、垣等の位置を表示	1/100以上
立面図 ^{④⑤}	●2面以上とし、外壁等には着色及び色相等を表示 ●門、垣等には高さ、材料等を表示	1/50以上 ^⑥
平面図 ^⑥	●各階平面図	1/50以上 ^⑥

②図面の縮尺が左記によりがたい場合はご相談ください。

③「土地の区画形質の変更」の場合

④「建築物の建築」、「工作物の建設」、「建築物等の用途の変更」の場合

⑤「建築物・工作物の形態又は意匠の変更」の場合

⑥1/100でも可

- 地区計画の届出書は、正本、副本各1部を提出してください。
- 届出の行為（設計又は施工方法）を変更した場合には、変更届出書（添付図書を含む）を提出してください。

●地区計画に関するお問い合わせ●

目黒区都市整備部都市整備課 開発係
電話 03-5722-9715 (直通)

西小山駅前地区地区計画 平成27年1月発行

発行／目黒区 編集／目黒区街づくり推進部木密地域整備課
目黒区上目黒二丁目19番15号
電話 03-5722-9672
印刷／株式会社勝村印刷所

主要印刷番号
26-29号